

目次

現代韓国における記録管理制度草創期の成立過程(1969～1999)

抄録	-----	1
1. はじめに	-----	2
2. 記録管理機関の創設	-----	3
3. 記録管理規程の整備	-----	10
4. 記録物管理法の制定	-----	20
1) 記録物管理機構	-----	22
2) 記録物管理の原則	-----	23
①記録の原則	-----	23
②登録の原則	-----	24
③移管の原則	-----	24
④標準化の原則	-----	24
3) 重要歴史資料の保存強化	-----	24
①大統領記録の保存	-----	24
②秘密記録の保存	-----	25
4) 専門要員(Archivist)制度の導入	-----	25
5) 不法行為の刑事処罰	-----	26
5. おわりに	-----	26

記録学の導入と記録管理の革新(1999 年以後)

抄録	-----	29
1. はじめに	-----	31
2. 記録管理主体の形成—記録作成機関と記録管理機関、 専門家集団、市民社会	-----	32
3. 記録管理法体制の成果と限界	-----	36
4. 国家記録管理革新の現住所	-----	40
5. 提言	-----	48

記録物管理法の制定と国会記録管理体制の改編(1999～2008)

抄録	-----	51
1. はじめに	-----	52

2. 国会記録保存所の設置と記録管理体制の改編 -----	54
1) 記録物管理法の制定と国会記録保存所の設置 -----	54
2) 国会記録物分類基準表の運営 -----	68
(1) 国会記録物分類基準表の特徴 -----	68
(2) 国会記録物の保存期間策定比率分析 -----	72
3. 国会記録物の管理現況 -----	78
1) 国会主要記録物の保存実態 -----	78
(1) 国会記録物の移管及び管理 -----	79
(2) 国会刊行物収集及び管理体系改善 -----	82
(3) 視聴覚記録物の管理 -----	86
(ア) 国会法における視聴覚記録物 -----	86
(イ) 国会視聴覚記録物の製作及び保存現況 -----	89
2) 憲政資料の収集及び管理現況 -----	92
4. おわりに:国会記録管理の今後の課題 -----	97

永久記録物管理機関における公共プログラムの役割と運営方案に関する研究

抄録 -----	99
1. 序論 -----	100
2. 永久記録物管理機関における公共プログラムの役割 -----	102
1) 公共プログラムの機能 -----	102
2) 公共プログラムの類型および特性 -----	106
3. 海外の記録物管理機関における公共プログラムの現況 ---	111
1) 出版プログラム -----	111
2) 展示プログラム -----	116
3) 教育プログラム -----	120
4. 永久記録物管理機関における公共プログラムの運営方案 -	127
1) 訪問サービス -----	127
2) アーキビスト:公共プログラム・広報専門家 -----	134
3) 永久記録物管理機関:差別化される文化・教育機関 ---	136
5. 結論 -----	140

公共機関の記録管理現況評価指標の開発

抄録 -----	143
----------	-----

1. 序論 -----	144
2. 記録管理現況評価の概念 -----	146
3. 記録管理現況の評価指標開発 -----	148
1) 評価領域の設定 -----	148
2) 評価指標及び測定方法設計 -----	154
4. 評価指標開発の結果 -----	160
1) 組織環境部門の評価指標 -----	161
2) 記録管理業務部門の評価指標 -----	166
3) 処理課記録管理現況の評価指標 -----	173
5. 結論 -----	176

危機に処する大統領記録物管理-問題の認識と解決のための接近方式-

抄録 -----	179
1. はじめに -----	180
2. 大統領記録管理の争点 -----	182
1) 公共記録管理に対する認識レベルと制度化 -----	182
2) 大統領記録物の定義と記録物写本の問題 -----	184
3) 大統領記録物の保護とその重要性 -----	193
4) 大統領記録物と国家記録管理機関の責務 -----	198
5) 大統領記録に対する前職大統領の接近権 -----	203
3. おわりに: 大統領記録と記録専門家の視点、そして政治 ---	208

公共記録物管理における李明博政府の責任と「業績」

抄録 -----	211
1. はじめに -----	212
2. 大統領指定記録物制度と記録管理の「政治的独立」 -----	214
3. 記録管理機構の政治的独立と専門性強化 -----	222
4. おわりに: 「責任」と「業績」 -----	229